

動物の譲渡をご希望の方へ ①

I 譲渡を受ける場合は、下記1～4をすべて満たしている必要があります。

1. 動物愛護管理センターまで動物を引取りに来ることができること
2. 18歳以上で同居家族全員が飼育に賛成していること
3. 譲渡誓約書の遵守事項を理解し、遵守できること
4. 過去に当センターから譲渡を受けている場合、譲渡誓約書の遵守事項に違反していないこと

II 下記1～6に該当する場合、譲渡をお断りすることがあります。

1. 過去に当センターから、動物の飼養等に関する指導等を受けたことがある場合
2. ペット不可の住宅に居住している場合
3. 申請者と同居家族が全員65歳以上の場合。ただし、飼育が困難になった場合に代わって飼育してくれる方（引受人）がいる場合は除く（※）
4. 経済的な事情から、犬猫を適正に飼養することが困難であると判断できる場合
5. 犬猫が繁殖するおそれがある場合
6. 相応の理由なく、飼育している犬の登録及び狂犬病予防注射を実施していない場合

※ 引受人がいる場合、同意の有無を確認します。確認方法は以下のいずれかです。
いずれの確認もとれない場合、譲渡をお断りすることがあります。

①譲渡時の同伴、②職員からの電話連絡による確認、③引受人の公的身分証明書写しを添えた同意書の提出
なお、引受人の方は、Iの要件を満たし（I-1を除く）、IIに該当していないことが必要です。

「札幌市動物管理センター収容動物譲渡実施要領」より

動物の譲渡をご希望の方へ ②

Ⅲ 譲渡をご希望の際は、以下のものを必ずお持ちください。

1. 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等で、現住所・氏名・年齢を確認できるもの）
2. 動物用ケージ（動物の全身が収まり、扉を閉めた状態で飛び出す隙間ができないもの。犬の場合は、首輪または胴輪とリードでも可） ※段ボール箱・バッグ等は不可
3. 札幌市内で犬を飼育する方は、畜犬登録手数料3,200円

Ⅳ 注意点

- 高齢の犬猫や子猫などは、ストレスに弱く特に注意が必要です。場合によっては譲渡後、状態が急変し、亡くなってしまう可能性があります。
- 万が一の場合でも、譲渡動物をセンターで再び引き取ることや、譲渡のキャンセルはできませんので、ご家族間で十分にご検討ください。
- 譲渡は動物愛護管理センター開庁日の10時より行います。電話での予約は受けておりません。なお、10時の時点で複数の飼育希望者がいる場合は、話し合いや抽選により決定します。
- 譲渡手続きの際には、職員による面談（飼育環境、誓約事項の説明と確認）を行います。面談の結果、適性飼育が困難だと判断された場合には、譲渡をお断りします。
- 適正譲渡推進のため、動物の性格や体調等により、別途条件が付加される場合があります。